破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

特別清算開始

令和７年（ヒ）第１０１３号
名古屋市港区宝神１丁目128番地
清算株式会社　ＫＲＣ管財株式会社
代表清算人　袋田　清志
１　決定年月日　令和７年11月25日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（ヒ）第２４号
愛知県高浜市小池町５丁目６番地25
清算株式会社　株式会社Ａ・Ｉ・Ｓ
代表清算人　森重　龍司
１　決定年月日　令和７年11月21日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
名古屋地方裁判所岡崎支部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第２０５４号
東京都中央区日本橋２丁目１番14号日本橋加藤ビルディング６階弁護士法人ＰＬＡＺＡ総合法律事務所内
清算株式会社　株式会社ラックナム
１　決定年月日　令和７年11月21日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第３０２８号
大阪市淀川区西中島４丁目９番28号
清算株式会社　株式会社ＮＣＴ
１　決定年月日　令和７年11月26日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（ヒ）第２号
広島県尾道市向島町16060番地79
清算株式会社　広島県東部食糧株式会社
１　決定年月日　令和７年11月21日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
広島地方裁判所尾道支部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２０５９号
東京都江東区潮見２丁目１番22号
清算株式会社　株式会社久米開発プロデュース
代表清算人　能口　卓也
１　決定年月日　令和７年11月19日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　利息・遅延損害金の免除
協定債権のうち利息債権及び遅延損害金請求権については、発生時期を問わず、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。
２　弁済
⑴　清算株式会社は、別紙記載の協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、換価代金から必要な費用及び金1000万円を控除した残額を弁済する。ただし、振込手数料は上記の必要な費用に含むものとし、清算株式会社が負担する。
⑵　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
３　免除
協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、協定債権の総額から弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
４　追加弁済
第２項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、協定債権者に対し、換価代金に第２項⑴の金1000万円を加えた金額から必要な費用及び第２項⑴の金1000万円を控除した残額を弁済する。ただし、振込手数料は上記の必要な費用に含むものとし、清算株式会社が負担する。この場合においては、協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
５　残余財産の分配
第２項、前項の弁済及び第３項の債務免除の後、清算株式会社は、第２項の金1000万円を清算株式会社の株主に対し分配する。ただし、振込手数料は必要な費用として、清算株式会社が負担する。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第20部